

遊佐沖での洋上風力発電の想定海域

1. 海域での洋上風力発電にかかる各種条件の考え方（公表されている調査結果等に基づく一般的な見解）

海域での洋上風力発電にかかる各種条件の考え方を表 1 に示す。

表 1 想定海域での洋上風力発電にかかる各種条件の考え方

種別	条件項目	考え方	地図等データの出典
風況	年平均風速	・海水面からの高さ100mにおける年平均風速6.5m/s未満は、洋上風力発電の開発が困難とされる。 ^{※1}	NEDO「NeoWins（洋上風況マップ）」
地形	水深	・水深60mが、着床式洋上風力発電の開発限界とされる。 ^{※2} ・水深200m以深では、浮体式洋上風力発電の開発が困難とされる。 ^{※1}	産業技術総合研究所「秋田西方表層堆積図」「粟島周辺表層堆積図」
	離岸距離	・陸地から30km 以遠では、洋上風力発電の開発が困難とされる。 ^{※1}	—
	海底地質	・「岩」などの硬質地盤の所では、洋上風力発電の開発が困難とされる。 ^{※2}	産業技術総合研究所「秋田西方海底地質図」「粟島周辺海底地質図」
環境	自然公園法	・特別保護地区、第1種特別地域では、洋上風力発電の開発が不可。 ・第2種特別地域、第3種特別地域では、洋上風力発電の開発に許可が必要。 ・普通地域では、洋上風力発電の開発に届出が必要。	国土数値情報「自然公園地域データ」 環境省「鳥海国定公園公園計画書」
	鳥獣保護法	・特別保護地区では、洋上風力発電の開発に許可が必要。	国土数値情報「鳥獣保護区データ」
社会	常用航路	・航路船舶が多い所は避けることが望ましい。	海上保安庁「AIS搭載船による航路船舶数データ」
	港湾区域	・航路、泊地、検錨地等の水域施設、防波堤や護岸等の外郭施設、海岸保全施設等の施設から離隔距離の確保が必要。 ^{※3}	山形県「酒田港港湾計画図」
	系統電力	・空容量のある送電線に接続しやすい立地が望ましい。 ・空容量のある変電所に接続しやすい立地が望ましい。	日本スーパーマップ株式会社「SupaeBaseMap25000」、航空写真判読
漁業	漁業権区域	・漁業関係者と風力発電事業者等との間での協調関係の構築が望ましい。	国土数値情報「漁業権設定区域データ」
	漁礁	・漁業関係者と風力発電事業者等との間での協調関係の構築が望ましい。	—

※1：「平成 27 年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書」（環境省、平成 28 年 3 月）

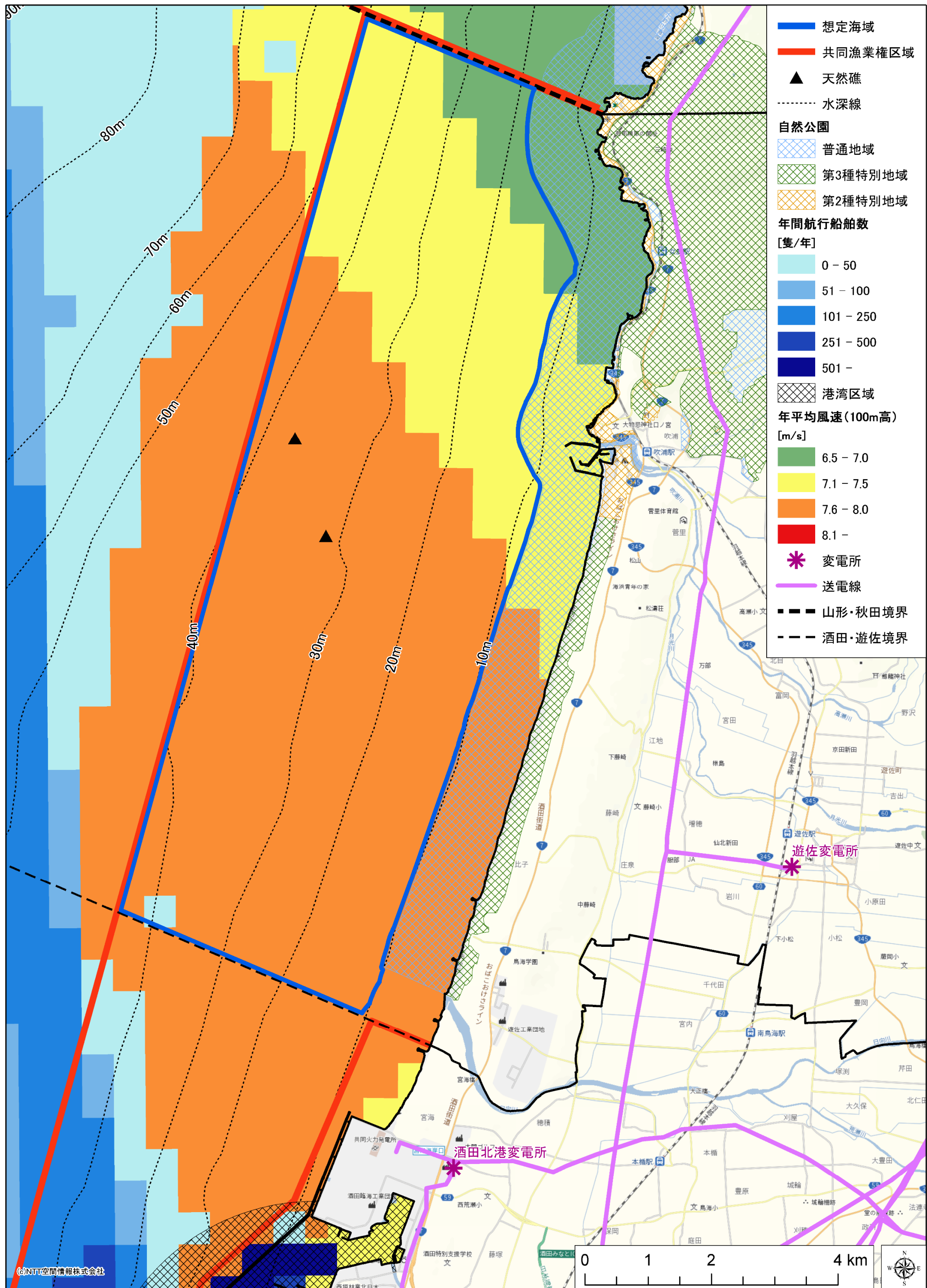
※2：「着床式洋上風力発電導入ガイドブック」（NEDO、平成 27 年 3 月）

※3：「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン」（国土交通省、平成 27 年 3 月）

2. 想定海域図

（基本的な考え方）

秋田県境から酒田市境の地先沿岸の共同漁業権（海共第 2 号）の区域内を想定。ただし、鳥海国定公園区域及び離岸 1 km の区域を除く。



©NTT空間情報株式会社



※この地図は、NEDO「NeoWins(洋上風況マップ)」、国土交通省「国土数値情報」、環境省「鳥海国立公園公園計画書」、(国研)産業総合研究所「海底地質図」、(国研)産業総合研究所「表層堆積図」、海上保安庁「AIS搭載船による航路船舶数データ」、山形県「酒田港湾計画図」、日本スーパーマップ(株)「SupaeBaseMap25000」、NTT空間情報(株)「GeoSpaceCDS」を基に作成したものである。